

奈良県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中戸土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十五年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	足高 善徳	葛城市中戸八六一一
〃	杉村 正則	〃 二二四
〃	田宮 久好	〃 四三五―二
〃	駒井 省	〃 二二六
〃	杉村 宏	〃 二〇八一―
〃	寺岡 恵男	〃 二三七
〃	高橋 博	〃 四三六
〃	高橋 光久	〃 四二五
監事	駒井 和雄	〃 一五九―二
〃	足高 光弘	〃 八七一―

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	足高 光弘	葛城市中戸八七一―
〃	駒井 省	〃 二二六
〃	杉村 宏	〃 二〇八一―
〃	寺岡 恵男	〃 二三七
〃	杉村 宗次	〃 二二九
〃	高橋 博	〃 四三六
〃	高橋 光久	〃 四二五
〃	和田 寛寿	〃 一九四
監事	足高 善徳	〃 八六一―
〃	田宮 久好	〃 四三五―二